

別記様式第1号(第四関係)

産山村活性化計画

熊本県産山村

令和8年6月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	産山村活性化計画		市町村名	産山村	地区名(※1)	産山村	計画期間(※2)	令和8年度～令和12年度
-------	----------	--	------	-----	---------	-----	----------	--------------

目 標 : (※3)

産山村では、畜産を中心とした農業が地域経済と草原景観の維持に大きく寄与してきたが、農業者の高齢化や飼料価格の高騰、農地の荒廃などにより、農業生産の持続性が危機的状況にある。また、人口減少が進む中で、地域資源を活かした観光振興や特産品の高付加価値化が求められている。

本事業では、村営堆肥製造施設や乳製品加工施設、牧場交流館等の機能強化を図り、農業と観光を一体的に振興することで、地域資源の循環利用、農畜産物の付加価値向上、観光客の増加による地域経済の活性化を実現し、持続可能な村づくりを推進することを目的とする。

【目標値】

- ・第1評価指標:特産品の売上増加 22,414千円
- ・第2評価指標:乳製品加工施設の雇用者数の増加 3名
- ・第3評価指標:ピザ作り体験イベントの開催 年1回、チーズ作り体験イベント 年2回

目標設定の考え方

地区の概要:

産山村は、熊本県北東部、阿蘇外輪山と九重連山に囲まれた高原に位置し、冷涼な気候と広大な草地を活かした畜産と施設園芸が基幹産業となっている。中でも、肉用牛を中心とした畜産農家は、農地景観の保全や草原維持にも大きく寄与しているとともに、地域経済を牽引する農家として活躍している。

しかし、飼料価格の高騰、担い手不足、高齢化の進行等により、農業経営を取り巻く環境は年々厳しさを増しており、耕作放棄地の増加や有害鳥獣被害など、農業生産の持続性確保が喫緊の課題となっている。また、本村の人口は急速に減少しており、高齢化率は44%に達していることから、地域の担い手確保や移住定住の推進が求められている。(R8.2月末の人口:1,302人)

そのような中、令和4年度に村が指定管理施設として運営を依頼した「うぶやま牧場」は、村の観光振興の中心であり、指定管理者である「株式会社UBUYAMA PLACE」において乳製品の製造を主軸とした地域ブランドの開発・発信、雇用の創出等により、村内経済の活性化等が期待されている。また、同社は令和8年度「食のみやこ熊本県」創造コンソーシアム推進事業に取り組み、乳製品加工体制の不足により進んでいなかったチーズの広域流通や乳清(ホエイ)の活用を強化し、高品質なりコッタチーズを安定的に生産できる体制整備にも取り組むとともに、地域事業者との連携による新商品の開発を通じて、循環型酪農を核とした産山村の食ブランドを形成し、食産業の振興を図ることとしている。

このため、当該施設を中心としたエリアを活性化計画エリアとして振興を図るものとし、豊かな自然環境と畜産資源を活かした農業振興と観光振興を一体的に進めることで、村民所得の向上、地域活性化、持続可能な村づくりの推進を目指すものである。

現状と課題

【現状】

本村では、農家戸数が平成27年の186戸から令和2年には178戸へ減少し、高齢化と担い手不足が進行している。営農は稲作・畜産に加え、チンゲンサイやホウレンソウなどの高冷地野菜を中心とした施設園芸が主力だが、離農の増加により耕作放棄地が広がっている。さらに、有害鳥獣による農作物被害が深刻化し、農業経営の不安定要因となっている。加えて、飼料価格の高騰や気候変動による収量減少、農業所得の低迷など外部環境の変化も大きな影響を与えている。一方、観光面では美しい自然景観や湧水、温泉など豊富な地域資源を有するものの、景気低迷や観光ニーズの多様化等により、観光客数や観光消費額は減少傾向にある。

【課題】

農業では、担い手不足と高齢化による離農、耕作放棄地の増加が最大の課題であり、農地保全と持続可能な営農体制の構築が求められる。また、有害鳥獣対策や収益性向上に向けた新たな取り組みも不可欠である。観光では、減少する観光客に対応するため、自然・文化・農業を活かした「体験型観光」への転換や多様な観光メニューの開発、さらに農観連携による取組みの加速化、積極的な情報発信等が課題となっている。

今後の展開方向等(※4)

産山村が持つ草原・畜産・自然景観という強みを最大限に活かし、農業・観光・特産品づくりを一体的に発展させていくことが、今後の展開の中心となる。まず農業分野では、完熟堆肥製造設備の更新や堆肥散布機械の導入を進め、地力向上と減農薬化を図りながら、循環型農業を確立することが重要である。草原管理と畜産を連動させることで、環境保全と生産性向上を両立し、持続可能な農業基盤を強化していく。また、乳製品加工においては、ヨーグルト製造設備やチーズ製造施設の改修により、特産品の高付加価値化とブランド力の向上を目指す。村が有する豊かな自然や循環型畜産のストーリーを商品に結びつけることで、観光客や都市部消費者に訴求力のある商品づくりを進め、販路拡大と収益向上につなげる。

観光分野では、牧場交流館の設備更新や観光関連施設の改修、直売所の整備等を通じて、滞在・交流・消費を促す拠点づくりを進める。草原景観を活かした体験型観光や農畜産物との連携により、観光消費額の増加と交流人口の拡大を図る。

これらの取組を総合的に進めることで、農産物・特産品の販売拡大、雇用創出、草原景観の維持といった地域活性化の好循環を生み出し、持続可能な村づくりへとつなげていくこととする。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
産山村	産山村	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	(株)UBUYAMA PLACE	有	イ	
産山村	産山村	処理加工・集出荷貯蔵施設(農林水産物処理加工施設)	産山村	有	イ	
産山村	産山村	地域資源活用価値総合交流促進施設(地域連携販売力強化施設)	産山村	有	ハ	
産山村	産山村	地域資源循環型活用施設(リサイクル施設)	産山村	有	ホ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

3 活性化計画の区域(※1)

産山村地区(熊本県産山村)	区域面積(※2)	6,081ha
区域設定の考え方 (※3)		
<p>①法第3条第1号関係: 当該区域面積は6,081haであり、そのうち農林地が5,439ha(田畑830ha、山林・原野4,609ha)と、全体の約89%を占めている。また、令和2年度国勢調査における本村の人口は1,382人(520世帯)であり、そのうち農家数が211戸で全世帯520世帯に対する割合は約41%である。</p> <p>※【参考】農林水産省・統計情報『わがマチ・わがムラ』</p> <ul style="list-style-type: none">・面積(総面積、林野面積は2020年農林業センサス、耕地面積は令和6年面積調査)・人口(総人口・総世帯数は令和2年国勢調査)・総農家数(2020年農林業センサス)		
<p>②法第3条第2号関係: 昭和35年に3,168人であった人口は、令和2年には1,382人となり、56.3%減少した。年少人口は150人、生産年齢人口は760人、高齢者人口は470人であり、高齢化率は34%に達し、令和8年には44%まで上昇している。 地域の活性化には、後継者や担い手の確保、移住定住の推進等が不可欠となっていることから、農業と観光を一体的に振興することで、地域資源の循環利用、農畜産物の付加価値向上、観光客の増加による地域経済の活性化を実現し、持続可能な村づくりを推進する。</p>		
<p>③法第3条第3号関係: 本村には、都市計画区域がない。</p>		

4 活性化事業の実施に関する事項

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の 内外	市街化調整区 域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農 振法上の農用 地等に該当す る場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

	規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	
規則第7条第1号ロ	
規則第7条第1号ハ	
規則第7条第1号ニ	
規則第7条第1号ホ	
規則第7条第1号ヘ	
規則第7条第1号ト	(1)
	(2)
規則第7条第1号チ	

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2)当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあっては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3)当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があったことを証する書面

(4)当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5)当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6)その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為（農振法第15条の2第1項）を行う場合の記載事項

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ		
規則第7条第1号ト	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号チ		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

- (注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。
また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。
(注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

- ※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。
- ※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。
- ※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

- (1) 当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面
- (2) 当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
(これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)
- (3) 特定開発行為を行う場合には、
 - ① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図
 - ② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)
 - ③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)
 - ④ その他参考となるべき書類
- (4) 建築行為等を行う場合には、
 - ① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)
 - ② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)
 - ③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1)市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2)	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別(※3)	

(2)市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物						
工作物						
計						

(3)開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

--

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名： _____ (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
<input type="checkbox"/>	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
<input type="checkbox"/>	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域

--

(2)活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1)事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2)活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1)農業生産活動の内容(※4)

--

2)農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1)自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2)1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

		活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
	農地維持支払	年度	年度
	資源向上支払(共同)	年度	年度
	資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
	中山間地域等直接支払	年度	年度
	環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)							うち遊休農 地面積
		田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払		a	a	a	/		a
	中山間直払	a	a	a	a		a
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜		a	a
取組 面積	環境直払 (※2)						a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

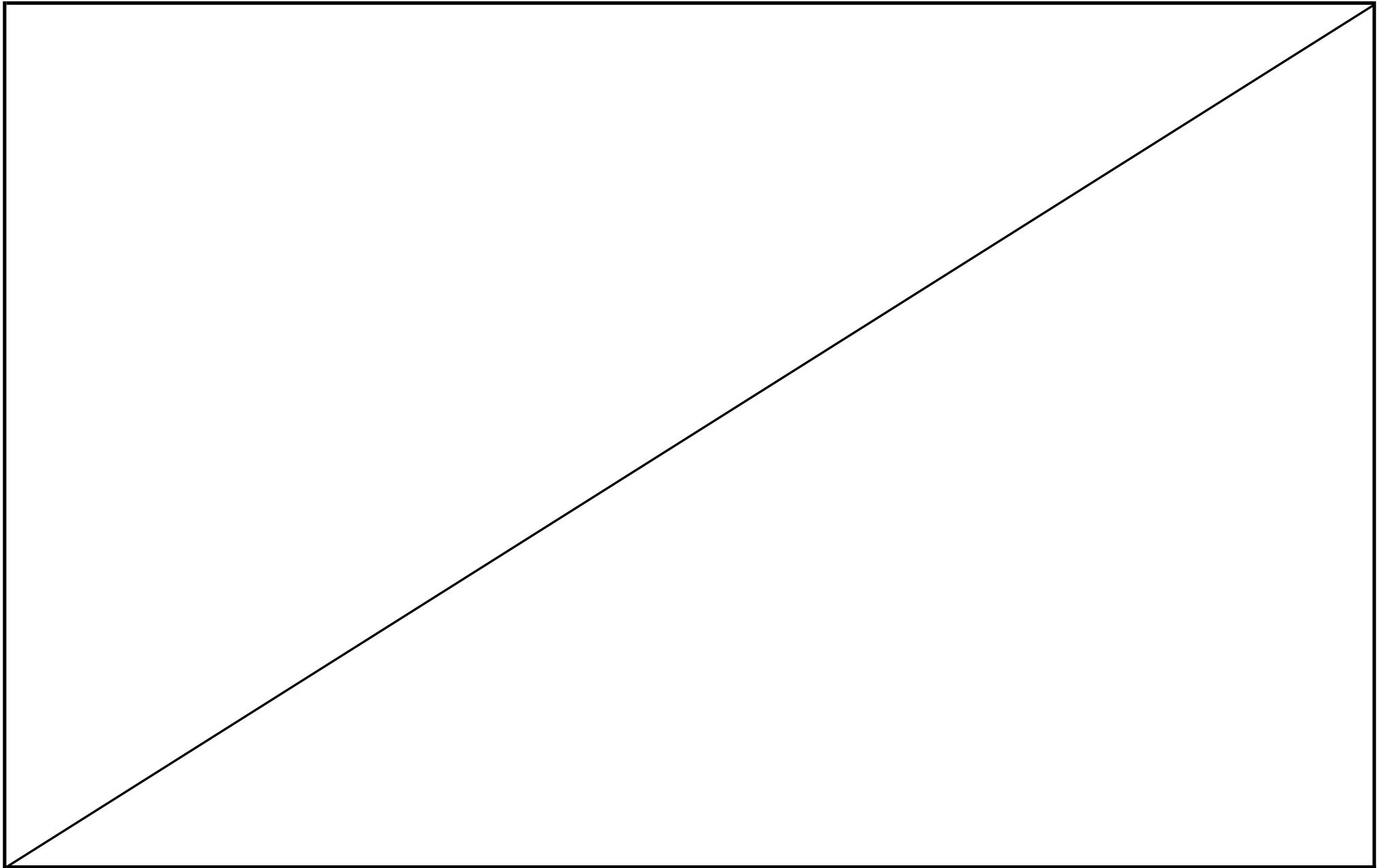
3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

(別添)

実施区域位置図

組織名称:

- 1号事業(多面支払) 2号事業(中山間直払) 3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

当計画の達成状況の評価は、下記のとおりの確認により把握し、目標達成状況の確認を行うこととする。
(令和10年度施設等の整備終了後に計画主体である産山村が3年間の評価期間【令和11年度～令和13年度】において把握・確認を行う。)

【第1目標の確認方法】

特産品(ヨーグルト・チーズ・堆肥・物産館)の売上については、月次・年次の販売実績データを収集し、令和7年度を基準とした増加額率額(目標値:3カ年合計増加額102,752千円)を算出して評価する。

【第2目標の確認方法】

当該施設で雇用した者の名簿、賃金台帳及びその他賃金の支払を証明する写し(給与支払証明書等)により3カ年合計雇用者数(3人)を確認する。

【第3目標の確認方法】

イベント開催について、(株)UBUYAMA PLACE主催で実施するため、(株)UBUYAMA PLACEから産山村へ開催案内及び開催状況報告を行うことにより認める。

※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。